

「奈良県いじめ防止基本方針」の改定について

R 1 . 6 . 2 6 教育振興課

1. 現在の方針

○奈良県いじめ防止基本方針（平成28年3月策定）

- ・策定根拠：いじめ防止対策推進法 第12条
- ・対象期間：基本方針に定めなし。

ただし、第7その他において、「奈良県いじめ防止基本方針は、国の動向や県の実情に合わせて、必要な見直し等を行うものとします。」と記載。

2. 改定についての考え方

○国：いじめの防止等のための基本的な方針（H25.10.11^{策定}）を改定（H29.3.14）

○県：第1期・奈良県教育振興大綱の終了（H28.3～R2.3）

○国が示すいじめ対策についてのより進んだ考え方を踏まえ、令和元年度に行う、第2期・奈良県教育振興大綱の策定（令和2年度～）に合わせて、奈良県いじめ防止基本方針の改定を行います。

3. 改定のポイント

(1) 未然防止

- ① 基本方針の周知について
- ② 学校評価への位置付けについて
- ③ 学校いじめ対策組織の役割について
- ④ 特に配慮が必要な児童生徒について

(2) 早期発見

- ① けんかに係る記述について（認知漏れがないように）

(3) 早期対応

- ① いじめの解消についての考え方について
- ② いじめ情報の共有化について

(4) 重大事態への対処

- ① 重大事態の調査開始について
- ② 再発防止に向けた取組について

(5) その他

いじめの現状に係る調査結果は別添扱いとする。

4. 今後のスケジュール

- ① 7/5 「第1回いじめ対策連絡協議会」で議論
- ② 11月（予定）「第2回いじめ対策連絡協議会」で議論
- ③ 奈良県いじめ防止基本方針の改定（2月末完成予定）